

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、今井新池地区共同施行が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）今井新池地区）を行うことについて平成27年1月6日適当と決定した。

その関係書類を土庄町農林水産課において平成27年3月26日から同年4月15日まで縦覧に供する。

平成27年3月20日

香川県知事 浜 田 恵 造